(7) Place to which a Tender Is To Be Submitted, etc. A tender shall be submitted to, contract provisions are to be presented at, a tender manual is to be issued at, and inquiries shall be addressed to 2120—2, Terao-machi, Takasaki-shi, Gunma 370—0865 Kouji Tomita, Supplies Team, Accounting Section, General Affairs Department Independent Administrative Institution The National Center for Persons with Severe Intellectual Disabilities, Nozominosono Phone : 027—320—1316 (direct line)

(8) Date and Place of Tendering and Opening Bids 2 : 00 p.m., Thursday, June 2, 2016 Tanaka Document center

入札公告の取消

次のとおり入札公告を取り消します。

平成 28 年 4 月 12 日

支出負担行為担当官

国税庁長官官房会計課長　重藤　哲郎

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

平成28年２月26日付（号外政府調達第38号）の４ページ３段目掲載の入札公告「税制に関するリーフレットの封入等業務の委託（区分１～３）一式」及び平成28年３月10日付（号外政府調達第47号）の２ページ１段目掲載の入札公告「税制に関するリーフレットの発送に係る外部委託　一式」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 28 年 4 月 12 日

東京地下鉄株式会社

改良建設部長　大石　敬司

◎調達機関番号　414　◎所在地番号　13

○第 523 号

1　工事概要

(1) 品目分類番号　41

(2) 工事名　銀座線浅草駅折返し線延伸に伴う土木工事

(3) 工事場所　東京都台東区花川戸１丁目11番地先～花川戸２丁目２番地先

(4) 東武伊勢崎線高架下を横断する掘削数量約21,000㎥の銀座線浅草駅折返し線延伸に伴う土木工事。

(5) 工期　40か月間

(6) 使用する主な資機材　鉄筋コンクリート；約4,100㎥

(7) この工事は、契約締結後に施工方法等についてＶＥ提案を受け付ける契約後ＶＥ実施対応工事である。

(8) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、３(3)の手続きにより契約責任者による当該工事に係る競争参加資格の確認を受けた者（以下「有資格者」という。）による単体又は有資格者で構成する２者又は３者の特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(1) 当該契約を締結する能力を有しない者でないこと。

(2) 破産者で復権を得ない者でないこと。

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可その他法令の規定により営業に関し資格を必要とする業種について、その資格を有しない者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者及び再生手続開始の決定を受けた者を除く。）若しくは手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(5) 次に掲げる事実のいずれかに該当しない者で、その事実があった後３年を経過していない者でないこと。

ア　契約の履行に当たり、故意に履行を粗雑にし、又は資機材の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたこと。

イ　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したこと。

ウ　他者の競争の参加又は契約の締結若しくは履行を妨げたこと。

エ　正当な理由がなくて契約を履行しなかったこと。

オ　監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げたこと。

カ　契約に関し、不正若しくは不当の行為又はこれに類似した行為により事故を起こし、その他信義誠実に欠ける行為をしたこと。

キ　正当な理由がなくて、契約に関し、東京地下鉄株式会社（以下「会社」という。）との間において現に係争中であること。

ク　契約に関し、現に履行遅滞となっていること。

ケ　契約の履行成績又はアフターサービスが著しく不良であったこと。

コ　申請書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったこと、その他会社に提出した書類に虚偽の記載をしたこと。

サ　アからキまでのいずれかに該当する事実があった後３年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したこと。

(6) 暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力であること、又はそれらの者との関与があると認められる者でないこと。

(7) 会社が定める取引先資格審査規則により、資格を有すると認められたものであること。なお、競争参加資格を得ようとする者は、３(1)に示す場所に申請すること。

(8) (7)の同等の資格を有することが確認された者については、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求による総合評定値通知における、直近の土木一式の総合評定値が1,200点以上であること。

(9) 平成13年４月以降に元請としての施工実績（公告時点で完成したものを含む。）を有すること。なお、単体又は共同企業体の代表者は、単体又は共同企業体の出資比率が40％以上の構成員としてアの施工実績を有すること。共同企業体の場合の代表者以外の構成員は、単体又は共同企業体の出資比率が15％以上の構成員としてイの施工実績を有すること。ただし、外国での都市鉄道トンネル工事の実績については、日本国内での都市鉄道トンネル工事における安全対策と同等の対策を必要とした工事と当社が認めたものに限る。

ア　都市鉄道トンネル工事のうち、掘削深が10m以上の開削工法による工事及び鉄道橋脚、道路橋脚等との離隔が５m以下の開削工法による工事。

イ　都市鉄道トンネル工事のうち、掘削深が10m以上の開削工法による工事。

(10) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級土木施工管理技士又は技術士法による建設部門の技術士の資格を有する者であること。

イ　都市鉄道トンネルのうち、掘削深が10m以上の開削工法による工事、又は、鉄道橋脚、道路橋脚等との離隔が５m以下の開削工法による工事のいずれかの経験を有する者であること。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(11) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、会社から取引先資格停止基準に基づく資格停止を受けていないこと。

(12) １に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社でないこと。

(13) (12)の「１に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・メトロ開発株式会社

(14) (12)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア　当該受託者の発行株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設会社

イ　建設会社の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設会社